

愛知県まん延防止等重点措置に伴う施設の利用制限について

名古屋市域を対象とした、まん延防止等重点措置に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、4月20日(火)から5月11日(火)まで、原則、施設の利用時間を20時までに短縮します。

ご利用にあたっては、「中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に従って、適切な感染防止策を講じてください。

なお、5月11日(火)までの施設利用につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用を取り消した場合、キャンセル料は不要とし、既に納付していただいた使用料は還付いたします。還付の手続きに等しいは、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、ご理解とご協力をお願いします。

(お問い合わせ先)

■公益財団法人名古屋産業振興公社 中小企業振興会館営業課

電話：〈052〉735-2111